

平成28年第5回永平寺町議会臨時会議事日程

(1日目)

平成28年7月29日(金)

午前10時00分 開 議

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定  
(町長招集あいさつ)
- 第 3 議案第39号 旧消防庁舎改修建築工事の請負契約締結について
- 第 4 議案第40号 永平寺町防災行政無線整備工事の請負契約締結について
- 第 5 議案第41号 松岡中学校武道場新築工事の請負契約締結について
- 第 6 常任委員の選任
- 第 7 議会運営委員の選任

2 会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定  
(町長招集あいさつ)
- 第 3 議案第39号 旧消防庁舎改修建築工事の請負契約締結について
- 第 4 議案第40号 永平寺町防災行政無線整備工事の請負契約締結について
- 第 5 議案第41号 松岡中学校武道場新築工事の請負契約締結について
- 追加日程第 1 議長の辞職
- 追加日程第 2 議長の選挙
- 追加日程第 3 副議長の辞職
- 追加日程第 4 副議長の選挙
- 追加日程第 5 議席の一部変更について
- 第 6 常任委員の選任
- 追加日程第 6 議会行財政改革特別委員辞任
- 追加日程第 7 議会行財政改革特別委員選任
- 追加日程第 8 議会広報特別委員辞任
- 追加日程第 9 議会広報特別委員選任

- 第 7 議会運営委員の選任
- 追加日程第 1 0 五領川公共下水道事務組合議会議員の選挙
- 追加日程第 1 1 福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙
- 追加日程第 1 2 こしの国広域事務組合議会議員の選挙
- 追加日程第 1 3 勝山・永平寺衛生管理組合議会議員の選挙
- 追加日程第 1 4 福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 追加日程第 1 5 議案第 4 2 号  
永平寺町監査委員の選任同意について

3 出席議員（18名）

- 1 番 上 坂 久 則 君
- 2 番 滝 波 登喜男 君
- 3 番 長谷川 治 人 君
- 4 番 朝 井 征一郎 君
- 5 番 酒 井 要 君
- 6 番 江 守 勲 君
- 7 番 小 畑 傳 君
- 8 番 上 田 誠 君
- 9 番 金 元 直 栄 君
- 1 0 番 樂 間 薫 君
- 1 1 番 齋 藤 則 男 君
- 1 2 番 伊 藤 博 夫 君
- 1 3 番 奥 野 正 司 君
- 1 4 番 中 村 勘太郎 君
- 1 5 番 川 治 孝 行 君
- 1 6 番 長 岡 千恵子 君
- 1 7 番 多 田 憲 治 君
- 1 8 番 川 崎 直 文 君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町		長	河合永充君				
副	町	長	平野信二君				
教	育	長	宮崎義幸君				
消	防	長	竹内貞美君				
総	務	課	長	山下誠君			
財	政	課	長	山口真君			
総	合	政	策	課	長	太喜雅美君	
会	計	課	長	酒井宏明君			
税	務	課	長	歸山英孝君			
住	民	生	活	課	長	野崎俊也君	
福	祉	保	健	課	長	木村勇樹君	
子	育	て	支	援	課	長	吉川貞夫君
農	林	課	長	小林良一君			
商	工	観	光	課	長	川上昇司君	
建	設	課	長	平林竜一君			
上	下	水	道	課	長	清水昭博君	
永	平	寺	支	所	長	山田幸稔君	
上	志	比	支	所	長	酒井健司君	
学	校	教	育	課	長	坂下和夫君	
生	涯	学	習	課	長	山田孝明君	
国	体	推	進	課	長	家根孝二君	

## 6 会議のために出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	佐々木利夫君
書					記	多田和憲君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午前10時00分 開会

～開 会 宣 告～

○議長（川崎直文君） 開会に当たり一言ご挨拶申し上げます。

去る7月25日、町長より平成28年第5回永平寺町議会臨時会の招集告示がなされ、早速ご案内を申し上げましたところ、各議員におかれましては、ご健勝にて一堂に会し、ここに本議会が開会できますことを心より厚くお礼申し上げます。

なお、本日傍聴に来庁されました皆様には、傍聴心得を熟読され、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

今臨時会は、クールビズ期間に伴い、本町においても議会開催中の服装をノーネクタイで臨んでおりますので、ご理解のほどをお願い申し上げます。

本日の会議事件の説明者として町長、副町長、教育長、消防長並びに各課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、ご確認のほどをよろしくお願ひします。

ただいまの出席議員は17名で定足数に達しております。これより平成28年第5回永平寺町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

～日程第1 会議録署名議員の指名～

○議長（川崎直文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、8番、上田君、9番、金元君を指名します。

～日程第2 会期の決定～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期を本日1日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定しました。

次に、町長より招集の挨拶を受けます。

河合町長。

○町長（河合永充君） 本日ここに、平成28年第5回永平寺町議会臨時会が開会されるに当たり、一言ご挨拶申し上げます。

平年より2日早い梅雨明けとなり、7月下旬は、各地で30度を超す真夏日が続くなど、夏空がひときわまぶしく感じられる季節となりました。議員各位におかれましては、ご壮健でご活躍のことと心よりお喜び申し上げます。

7月町議会臨時会のご案内を申し上げましたところ、ご参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国は、地方創生に取り組む自治体を支援するため、既存の地方創生推進交付金とは別に約800億円規模の新たな交付金を創設して、本年度の第2次補正予算に計上することとしております。従来の推進交付金はソフト事業を主に支援対象事業としておりましたが、新たな交付金は、施設整備などハード事業も対象とする方向で検討されているほか、事業費は、国と自治体が同額負担となることが見込まれます。国、県から情報の収集をするなど、連携を密にしていまいります。

現在、地方創生加速化交付金を活用して、古民家をゲストハウス等の活動拠点施設に改修する事業を、商工会や大学のご協力のもと、産学官協働事業として進めておりますが、町の活性化につながるよう着実に取り組んでまいります。

去る11日に、吉田郡農業協同組合が永平寺町農業協同組合に名称が変更され、JA永平寺の愛称のもと、新たなスタートをしております。町も農産物のブランド化への支援や地元野菜を活用した加工品、新商品をふるさと納税の返礼品とするなど、町内経済の活性化やPRにつながるように、今後とも連携を図ってまいります。

23日には、東京赤坂アークヒルズにおいて、約30の店舗が参加するヒルズマルシェが開催され、ピクニックコーンを初め旬の地元野菜やブラッシュアップした商品が販売されたほか、灯籠制作のワークショップを行うなど、食、観光のPRを行っております。来場者と町の出店者が調理方法や食材のストーリーについて商談するなど、販路拡大に向けた情報収集ができたものと思います。

また、秋、冬に開催されるヒルズマルシェに出店を計画しており、永平寺町内で商売、農業を頑張っておられる皆さんに、地元食材・商品が首都圏でも販路拡大できることを実感していただける機会となるようつなげてまいります。

これからも個々の事業を連携させ、より効果があらわれるよう工夫をして、町の大きな発展につながるよう事業に取り組んでまいりたいと考えております。

以前から地域を盛り上げていこうと、町内の地区、団体が活発に活動をしていただいております。

そうした中で今回、花谷地区の皆さんが、城山へ続く登山道に手づくりの階段や、九頭竜川を望める3カ所の展望スポットに長椅子を設置するなど、登山愛好者や歴史愛好家にも楽しめる場所にと整備をされました。

また、清水地区の皆さんは、道の駅と連携して、アユ、ニンニク等の地元食材を提供するイベントにおいて、多くの来場者をおもてなししております。

健康長寿クラブの皆様におかれましては、健康長寿日記作成に引き続き、福井大震災語り部の会628を発足していただき、日ごろからの防災意識や人と人とのきずなの大切さを伝える活動を進めるなど、積極的に取り組まれております。

地域の皆さんが生き生きと活動していただけることは、町の活性化に大きな力となっており、心から感謝申し上げる次第でございます。

それでは、今回ご提案いたします議案等につきまして申し上げます。

旧消防庁舎を役場庁舎として活用するための改修建築工事の入札が執行されましたので、請負契約締結について、条例の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

また、永平寺地区、上志比地区の防災行政無線のデジタル化の整備工事及び福井しあわせ元気国体のアップ会場としても活用する松岡中学校武道場新築工事に係る入札も執行されましたので、請負契約締結について、あわせて議会の議決を求めるものでございます。

以上、臨時会に提案いたします議案等についてその概要を申し上げましたが、詳細につきましては上程の際にご説明いたしますので、慎重にご審議いただき、適宜なご決議を賜りますようお願い申し上げます、開会のご挨拶とします。

よろしく申し上げます。

～日程第3 議案第39号 旧消防庁舎改修建築工事の請負契約締結について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第3、議案第39号、旧消防庁舎改修建築工事の請負契約締結についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第39号、旧消防庁舎改修建築工事の請負契約締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

本入札は、去る7月14日に執行され、契約相手方と請負契約締結をするに当

たり、契約金額が5,000万円以上となりましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び永平寺町議会の議決に付すべき契約及び財産に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） それでは、議案第39号、旧消防庁舎改修建築工事の請負契約締結について、その内容をご説明させていただきます。

議案書1ページをお願いいたします。

契約内容は、工事名、旧消防庁舎改修建築工事。契約方法、条件つき一般競争入札。契約金額、5,383万8,000円。うち取引に係る消費税及び地方消費税額398万8,000円。契約相手方、福井市花堂東2丁目1014番地、株式会社活衛工務店、代表取締役、松浦逸郎でございます。

以上、簡単ではございますけれども、ご説明とさせていただきます。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 今回の開札結果、入札結果をさきの全協でお示しをいただきました。

条件つき一般競争入札ということで9社入札に参加をされておりますが、ちょっとそこでお聞きしたいんですが、条件つき一般競争入札ということですから、当然指名競争入札とは違って、業者の方がぜひこの仕事をさせていただきたいということで手を挙げている入札の方法だと私は思っております。それで間違いないかどうかということと。

条件つき一般競争入札ということですから、さまざまな条件を示した上で入っていただくと。そして多分、説明会などもあるのかもわかりませんが、それらのことに基づいて積算するわけですね、当然。それは業者のことですからわからないと言えばそれまでなんですが、普通は積算すると思われまして。積算するにしても、これだけ入札額が幅広いということが非常に私は理解できないわけです。今回落札した、消費税抜きだと思っておりますけれども、4,985万、9社の一番高い入札額が6,780万。その開き1,795万あるわけですよ。率でいいますと最低よりも1.36倍高いわけですね。そして、しかも入札書比較

価格、これは設計額のことだと説明いただいているんですが、その設計額を超えているのが何と9社中6社もあるということですよね。ちょっとこの意味がよく理解をできない。

入札というのは、多分その時々々の社会情勢とかいろいろな、経済情勢、業者の思いあるいは行政の思い、ある意味、駆け引きという部分のある中でより安く、よりいい仕事をしていただくという思いが行政のほうにもあるんだらうと思います。という中で、今回のそれらのことも踏まえますと、一体どういうことが推察されるのか。幾つか質問しましたが、お答えをいただきたいなど。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） まず、入札のことですけれども、これは一般競争入札でございます。本年の6月10日に入札公告をさせていただいております。そうすることによって、県内の条件に合致した、条件付きの合致した業者の方々が応札に応じるということがまず前提でございます。

それと、今回の入札に参加するための条件、条件付きということでございますけれども、これにつきましては、まず福井市に主たる営業所を有する業者につきましては、総合評点が850点以上あること、それと町内におきましては、過去15年間において契約金額が2,800万円以上の仕事をしておられること。また福井市内におきましては、4,000万以上の工事を元請として施工している実績があるものといった条件等がついてございます。また、この業者の応札に対しましては、特定建設業の許可を受けていることが条件となつてございまして、4,500万円以上の下請の工事を出せる許可を有しているということにまずなつてございます。

そういったところから、先ほどの業者の9社が応札したということになってございます。

また、この入札の結果でございますけれども、これにつきましては、今議員さんおっしゃったように、これはやはり通常の社会情勢、またあるいは物価の高騰、あるいは人件費の高騰、さまざまな業者の思惑あるいは今実際に抱えている仕事等によつても変わろうかと思ひます。また、その企業の規模によつても変わるということもございまして。そういったところから、最低の価格については4,985万での落札、また一番高かったところが6,780万ということでございますけれども、これはあくまでも、先ほども言いましたように6月10日に公告して、これは自分のほうで各企業がその内容を精査して見積もりをかけるというこ



とになってございます。よって、これが高いとか安いとかという金額を出されたことによっては、それは企業の考え方というふうになってございます。

また、先ほど申されました設計の中身については、これは質問を受ける場合があります。その期間中に、入札までの間に、設計の内容については質問があった場合には、こちらのほうからご回答するといった形で臨んでいるところでございます。

以上です。

○2番（滝波登喜男君） 積算 。

○総務課長（山下 誠君） この積算というのは、本町がという意味です。

○ （ 君） 業者 。

○総務課長（山下 誠君） 業者がですか。それは設計の管理技術者がおられますので、当然そこで積算をされているものと理解しております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 入札というのは、そのとき、そのときのいろいろな結果も踏まえて、逆に行政もいろんな手法でやっているのは理解しています。別にこの手法があかんとかと言うてわけではないんです。ただ、その都度、その都度、やっぱり結果に対してどうだったのかというのは、きちっと評価をしなければいけないもの、いい入札もできないと思うのでこんな質問をしているんですけれども。

積算ができるという中で、明らかに設計額よりも高い入札額を入れていると。それは多分、業者はそういう意図でやっているんだろうと思いますし、今課長言われたとおり、社会情勢、その会社自体の経営状況、仕事の混み合いもあるんだろうと思います。ただ、指名競争入札ならそれもわからないわけではないんですが、6月に公告して、そして入札がいつでしたっけ。7月ですか。そして工期が8月からですかね。そんなにそれほど期間がない中で、今仕事が混んでてとれないわというような業者は多分、一般競争入札ですから、わざわざ手を挙げなくてもいいんじゃないかなと思うわけなんですよ。それは業者さんに聞かなわからん話なんですけれども。何を言いたいかというたら、要は9社が応募しててもなかなか適正な入札には、9社中3社しか設計額以内の金額しか入れることができなかったということは、ある意味、9社の競争と言いながら、もっと絞った何社かの入札じゃないかなというふうに思われるわけでしょう。ということは、逆に業者が悪いと言っているのではなくて、じゃ、この入札方法をまた工夫をせなあ

かんでないかなど。例えば設計額というのは、ある意味積算でわかるということであれば、ほかの県ですかね、やっているところでは設計額を公表して入札というのもやっているわけで、その中で、設計額以下でどれだけ競争していただくかということになるんだろうと思います。そこはわざわざ設計額よりも上を入れる必要はほんなに　　ないかなと思います。

そこで、きちっとした競争の入札をしていただくということが大事なんじゃないかなと思うんです。何回も言いますが、9社の競争入札といえども、これを見る限りではその9社じゃなくて、もっと絞られた競争入札になっているんじゃないかということですから、それを改善するためには違う方法もあるのではないかなというふうに思うんですが。

○議長（川崎直文君）　総務課長。

○総務課長（山下　誠君）　まず、指名と一般競争入札の違いというふうになりますと、指名の場合は、私らのほうから、相手の業者がどのような、今の現実、現状かわからないままに指名をする場合もあります。ただし、一般競争入札ですと、広く全体的に県内の、福井なら福井、嶺北ですけれども、そういった方々に、皆様にお知らせをして、じゃ、私は応札しましょうよというふうに判断をするわけです。ですから、9社の中でたまたま6社の方々が、予定価格、設計価格を超えて応札するということは、あくまでも、先ほども申しましたように、県内あるいは全国で不調、不落というのが多く続いております。それはやはり物価の高騰とか資材の高騰であったりとか、あるいは人件費の高騰であるとかということが非常に多くなってきて、県の土木事務所の管轄の中でも非常に不落、不調ということが多く見受けられております。ただし、私どもの今回この9社が応札していただいて、その中で競争原理をしっかりと働かせた上でこの業者が確定をしたということは、やはりそういった面ではしっかりと競争原理も働いているし、ある一定の業者さんがしっかりと応札をしてもらったものというふうに理解をしているところであります。

また、公告に関しては、一般的に一月あれば十分、これぐらいの金額でしたら設計を自分のところで組めるという期間は持っておりますので、これは6月10日から、先ほど申しましたように、7月14日までの間には十分可能だというふうに考えているところでございます。

以上のように、私どものほうとしましては、今後、こういった一般競争入札の、公正な形で入札を取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

それと、設計額につきましては、直接工事費については公表しておりますので、あとは経費についての話になりますので。ということでございます。

○議長（川崎直文君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） ということは、設計額を一部公表して、あとは経費分ということですか。それでこれだけの価格の違いがあるということですか。ますます理解ができないなということ。

言っていることは別に、ただ、入札を見ながら、落札したからいいという考え方もあるのかもわかりませんね。今課長が言われたとおり、不調にならなかったのよかったですなという部分があるのかもわかりませんが、感覚として、これだけの差があったら本当にいろんな考え方がある。もっときちっとした競争を、手を挙げてでも設計額がわかって、あと経費の部分でこんだけ、1,795万差があるということは、明らかにとりませんよということですよ。ということになると、何で手を挙げるのかなというのが疑問になっているのが一つ。

それと、価格設定の中で、要はよし悪し、安かろう悪かろうではあかんということをよく言われますけれども、じゃ、要するにこの金額、逆に裏を返せば、これだけの差があるということは、この一番低い価格で本当に安かろう悪かろうになりはしないかという不安も、この結果から見ると見えてしまうわけなんです。もうちょっとこの幅が狭くて競争できたら、そこで頑張るとったんかなというふうに思われるわけですが。要は、私が言いたいのは、今後の入札の仕方もいろいろ研究してほしいから、それぞれ評価をしながら考えてほしいなということです。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） まず、これにつきましては、当然金額的には500万以上のものについては、工事に係るものについては全て最低制限価格が設定されておりますので、粗悪な工事はまずないというふうに考えているところでございます。

それと、やはりこれは、先ほど来から議員さんおっしゃっているように、こちらが幾らを入れとか、そういうものではないということだけご理解願いたいと思います。これはあくまでも、そういう言い方ではないかも知れませんが、私どものほうがこういう金額をとということでもないですし、これはあくまでも応札してこられる企業の方が、やはりこれくらいの金額でないと合わないというふう

に判断をされてるとか、あるいは状況を見たいとか、いろんな考え方があると思うんですね。そういったことを踏まえて皆さんが応札されたというふうに理解しておりますので、これは私らにしてみますと何ら問題もないと。ただ、ほかの入札に関してもこういったものは顕著にあらわれるところは何度でもありますし、県でも国でもこういったことは別に不思議だというようなことではないということでございます。

以上です。

○2番（滝波登喜男君） 暫時休憩。

○議長（川崎直文君） 暫時休憩します。

（午前10時27分 休憩）

---

（午前10時28分 再開）

○議長（川崎直文君） 休憩前に引き続き再開します。

2番、滝波君の質問回数は3回を経過しておりますけれども、質問内容の確認ということで、再度、2番、滝波君の発言を許します。

2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 3回質問させていただきましたが、私の趣旨をもう1回言いますよ。

この入札を見ながら、この一つの入札じゃなくて、入札の結果がいろいろな社会情勢とか経済情勢の中で、やはり行政はできるだけ経費を抑えていいものをつくっていかうという思いがあります。逆に業者は、できるだけもうけながらよい工事をすると思っています。そこで、どういう入札方法をしながら本当に適正な価格をとっていただきながらやっていくという、工事を進めていくということが大事です。ですから、その都度、その都度、入札については、やり方も含めていろいろ点検をしながら、評価をしながら変えていくということが必要ですよというのが私の趣旨です。

総務課長が先ほど、冒頭言いました、何も行政が価格を示して、そして談合しなさいなんていう話は僕は一切言ってませんし、価格を安くするところにやりなさいということも全く言ってないので、そこはちょっと勘違いしていただかないほうがいいですし、先ほどの発言は私の言った言葉が理解できていなかったのか、ちょっとある意味、私は心外な総務課長の冒頭の発言やったと思っているので、もう1回質問をさせていただきました。

私の趣旨は、今言ったとおりのことであります。

○議長（川崎直文君） 副町長。

○副町長（平野信二君） 今までのご質問でございますが、この後の3つ目の議案にもまた同じような結果が出ますので、その辺の事情につきましては、当町といたしましても、開きが大きい、これは業者の見積もりですので、こちらからどうのこうの言えませんが、その辺は、なぜその開が多いんかという原因等につきましては、今後、聞き取り等も含めまして調査をしていきたいと思っております。

どういふんですかね、あんまり業者に対しての、いわゆる最低制限価格を設けるということは、当然、全国的に去年から法が改正されたものですから、品質管理を悪くしてはいけないということで、きちっとした全国統一の計算方法が出てきますので、その辺も調査をしまして、逆に議員のおっしゃられるように、その開きの部分については調査をしながら検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 滝波議員おっしゃるとおりで、やはり町としましても、いい品質でできるだけ安くしていただきたいというのがあります。

今、入札指名委員会というのが庁内にありますので、そこでまたこういった分析と研究といいますか、そういったのをさせていただき、また近隣市町の状況とかも調査しながら、この永平寺町らしいといいますか、行政のためになる、そういった入札になるよう努めてまいりたいと思っております。

○議長（川崎直文君） ほかにございませんか。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 今、入札の矛盾点など出ていたんで聞いていて、設備の問題なんかでいうと、半値八掛けって、その問題については何ら今でも変わってないと。そういう中で請負額だけどんどん上がっていくし、こっちのいわゆる設計額以上の入札が続いているというのは、僕は、契約はやっぱり契約する側がいかにかに有利に事を運ぶかというのが一つの条件やと思っております。そういう意味ではちょっと疑問が残るところで、最近の業者はどうなんかなって。それか、町の設計そのものが厳し過ぎたんかというふうなことになるんで、そこらは十分また調査してほしいと思っております。

ただ、私が聞きたいのは、これは全員協議会でも説明があったときに聞いたんですが、3月に消防がちゃんと出ていくということが決まっていたのに、なぜ今

になるのかと。やっぱり3月に出ていったらすぐに着工するぐらいの準備で進め  
ていかないと、町の施設の有効利用なんかも下手すると、来年の3月完成予定で  
すから、そのころに、いわゆる1年のサイクルで見ると3月末から4月にかけて  
は町の課の配置の見直しとかいろんなことがあるので、それに合わせてるのかな  
と思うんですが、僕はちょっとそのテンポで見ていると、もっと、特に本庁です  
から狭いとも言われてますし、以前は教育委員会をここにきちっと持ってくる  
ということも言われていた経過もありますから、その辺がどうもわからんです。

ただ、以前、  
になる前にその質問を何回かしたことがあります。例  
えばこの耐震補強をするときに、ここの本庁舎と向こうの庁舎の通路に大きい  
枠を入れてはどうかという話なんかもしてきたんですけども、どうもそういう  
ことは余り考えずに、これはこれで終わらせるんだということでした。終わって  
いた。向こうはと言ったら、下の車庫は車庫で使うんだとかという話が途中で出てくる。  
こんなことがあったことは、やっぱり職員の方たちはご存じやと思うんです。

ただ、町民からも、幾ら何でもちょっと遅過ぎるんでないかという声は率直に  
あるわけで、その辺どう考えているのかということ、ぜひやっぱりきちっと町  
民の疑問に応える形で答弁をお願いしたいと思います。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） まず、議員さんおっしゃるとおり、早い時期に、4月に  
かかれば一番よかったわけなんですけれども、その後いろいろと、地域包括  
支援センターをこちらのほうに何とか入れられないかというような協議をさせて  
もらっている中で、どうしても人数の関係で、その配置の場所とかそういったも  
のを考えることもございました。そういったことから、ちょっと若干、協議の中  
におくれが生じたというのも正直なところでございます。

また、通路として、消防との連絡通路を広くとってはどうかという提案もいた  
だいておりましたけれども、これはこちらの本庁の耐震上の問題がありまして、  
補強壁を取り除くとかブレスを取り除くということがどうしてもできないという  
ことがわかりまして、やはり今、会計の場所にありますあの開口部の中で通路を  
とる以外はないというような、こういったこともいろいろこの議会の中でご提案  
いただいたことを一つ一つ調べていく中でも若干おくれも生じて、私ども早くや  
っていかねばならないなというところでもございましたけれども、そういった  
事情もございましたので、今回、この7月の後半のほうから入らせていただけ  
ると、議会のほうにお認めいただいた場合にそうさせていただきたいというふう

思っております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 本当にこれに関しましては、去年からもずっと早くということを進めていました。地域包括支援センター、ご存じのとおり、昨年の計画では3階に持ってきてという中で、地域包括支援センターはどちらかというに出ていくほうが多いという話でした。もう一度、今度はまた包括支援センターに確認したところ、法改正が何かいろいろ、地域包括支援センターの仕事量というか、そういったのが、新たな権限がふえてきたということで、窓口でのサービスがこれからふえていくという話になりまして、じゃ、それならもう最初から福祉課の横に窓口を置いて住民の方のサービスを受けられるようにしようということ、今回、1カ月か2カ月ぐらいおくれで、ちょっとその打ち合わせの間、こうやって皆さんにお示しするのがおくれたというのが現状です。そういったことはしっかりとまた進めていきたいと思っておりますので、ご理解よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（川崎直文君） 9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 一つは、ぜひお願ひしたいのは、設計の中で今話を聞いてるとなっていないんだろうなと、前に示された内容でもそんなにならなかったのは、やはり本庁舎と消防庁舎の一体感の問題です。ブレスがどうのこうのって言うんですが、今はどんなことでもできると私は思うんやね。そういうしっかりしたものを口にはめ込んでやっていけば。少なくとも、ドアを介さずに自由に行き来できるような一体感を持つような内容にしていくのは最低条件かなと思っで見えていたんですが、図面ではどうもそうになってない。それは前も言ったんですけども、そこらはぜひ本当にできないものかどうか。工事をやってしまったらそれで終わりですから、やっぱり始める前にきちっとそのことは再調査してほしいと思っております。

別に一体感を持たずに、ドアあけて1回1回行きゃいいんだよというんなら別ですよ。私は、やっぱりできればワンフロアみたいな形で利用できるような、向こうの事務所というんですか、が見渡せるような条件をできたほうがいい。せめて2間とか2間半ぐらいの開口部を設けて、何かきちっとしたもんをはめ込んでできんもんかなと思ったりもするんで、その辺はどうなんでしょうね。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） その点につきましても、いろいろ庁内で議論をしました。物理的に、1回耐震をしているということで、なかなか大きな穴といいますか、通路をつくることができない。金元議員おっしゃるとおり、もうちょっと大規模な改修となりますと物すごく大きなお金が発生するというので、今回、住民生活課、福祉課、そして地域包括支援センター、このサービスを受けられる方がなるべくその動線、どちらかという、近い相談とかそういったのができるように、また税務課、会計課も、来られたお客さんの視点といいますか、2つの課にまたがって来られる方が多いということで、そういった動線もしっかり見させていただいて、今回、こういうふうな形をさせていただきました。

もちろん大規模な改修とか、何かこういった大きなもんをつくって一体型というのは物理的に無理というのと、外にこういうふうな通路を行き来しやすいというのは、費用対効果とか財政面のことも考えまして、これはちょっと我慢しよう、そのかわりに住民の方が快適に役場に訪れていただいて、個別相談とかそういったのもプライバシーを守りながらできる環境をつくろうということでいろいろ検討させていただきながら、これがいいだろうということでお願いしているところでございます。

○議長（川崎直文君） 9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 私は改修に反対するものでも何でもありません。

ただ、その辺はあんまり譲りたくない。町民から見てもより利用しやすいようにするためには、ぜひ考えてほしい。特に消防庁舎の天井は高いですから、天井を高いのをうまく利用するとそれはそれで広い空間になるということですから、ちょっと柱が多いんかも知らんですが、それにしても僕は非常に活用しがいのある階層になるのではないかなと思っています。そのことを考えると、ぜひ、旧庁舎との関係でいうと、一体感を持てるようなものにしてほしいなということだけ言っておきます。

行政の説明に納得したわけじゃありません。

○議長（川崎直文君） ほかに質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

自由討議の提案ありますか。

自由討議なしです。

討論に入ります。

討論ありませんか。



討論なしと認めます。

採決します。

議案第39号、旧消防庁舎改修建築工事の請負契約締結についての件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第4 議案第40号 永平寺町防災行政無線整備工事の請負契約締結について～

○議長(川崎直文君) 次に、日程第4、議案第40号、永平寺町防災行政無線整備工事の請負契約締結についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長(河合永充君) ただいま上程いただきました議案第40号、永平寺町防災行政無線整備工事の請負契約締結について、提案理由をご説明申し上げます。

本入札は、去る7月14日に執行され、契約相手方と請負契約締結をするに当たり、契約金額が5,000万円以上となりましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び永平寺町議会の議決に付すべき契約及び財産に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長(川崎直文君) 総務課長。

○総務課長(山下 誠君) 議案第40号、永平寺町防災行政無線整備工事の請負契約締結について、その内容をご説明させていただきます。

議案書2ページをお願いいたします。

契約内容につきましては、工事名、永平寺町防災行政無線整備工事。契約方法、条件つき一般競争入札。契約金額、2億736万円。うち取引に係る消費税及び地方消費税額1,536万円。契約相手方、株式会社ほくつう福井支店・株式会社西日本開発特定建設工事共同企業体。代表者、福井市問屋町2丁目43番地、株式会社ほくつう福井支店、取締役支店長、宮川孝則。構成員、大野市美川町2の16、株式会社西日本開発、代表取締役、山崎正利。

以上、簡単ではございますけれども、ご説明とさせていただきます。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

8番、上田君。

○8番（上田 誠君） 質問させていただきます。

先ほど冒頭にもありますように、これに対して反対するものでも何でもないわけですが、先ほどの一般競争入札の現状、そういう中から今回の防災行政無線の、これも同じく条件つき一般競争入札にもかかわらず、1社しか出てないという現状があるわけです。同じように、最低制限価格等も設定されているわけですが、こういうふうに至った経緯。先ほどの1件も含めて、今回そういう形で1社しかなかった点。

それから、前は共同企業体じゃなくて、一般競争入札のときには、そのときには、前は何か出てきて行ったと。今回も同じような工事形態にもかかわらず、今回は企業体をつくってきている点も含めて、町ではどういうふうな見解というんですか、なったのか。結果的にはその1社しかないしあれなんですけど、それも最低制限価格をクリアしながら、いろんな条件をクリアしているから、それで応札に対して入札の決定がなされたと思うんですが、その件も含めてちょっと理解に苦しむところがあるので、お知らせいただきたいと思います。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） まず、今回の1社であったという、これはあくまでも私どもの推測になりますけれども、これは以前、平成24年から平成27年度の間、松岡のほうの防災行政無線のデジタル化の工事を受注されました業者、今ほどご説明させていただきましたほくつうの業者でございますけれども、今まで整備されてきました親卓とか、あるいはそういったものに関連する整備に、やはり主にその業者のほうに関連性が高いということと、今度これが整備されますと、松岡の本庁から全て永平寺、上志比の子局のほうに送信ができるというような形になってございます。そういった面から、違った機器が入ることによって非常にその業者は機器の改修費用がかかるといったことから、この入札には応札をしなかったのではないかなというふうに感じられます。

また、前回の平成24年のときの応札については何かでやったのではないかとご説明させていただきますけれども、このときには、平成24年から平成27年までの間の4年間、債務負担行為を起こさせていただいております。1年間の一番大きなときに、平成24年はたしか9,000万強だったと記憶しております。

そのほかにつきましては約3,000万円を超える金額であったというふうになってございます。よって、合計で2億300万ほどの事業費でございますけれども、永平寺町の建設工事の共同企業体実施要領というものがございまして、これにつきましては、1億円を超えるものについては共同企業体を組むのが望ましいというふうになっているところでございます。よって、前回につきましては4年間でそういった分割といいますか、の形になってございます。

しかし、今回の場合につきましては単年度、ことし1年で、今年度でこの整備工事を実施することになっております。よって、先ほど金額で申しましたように、2億700万の工事を1年間でするといったことから、いろいろなことを考えますと、やはり資金を拠出し合うことで資金力が増大するとか、あるいは天災とか、今はよく地震とかそういったこともありますけれども、そういったときの工事の施工が不可能になった場合でも、構成員の方あるいは代表者の方がしっかりと責任施工をとっていただけるというようなことを踏まえて、今回、共同企業体の実施要領に照らし合わせ、1億円以上ということで企業体で応札をしていただくというふうになってございます。

以上です。

○議長（川崎直文君） 8番、上田君。

○8番（上田 誠君） ちょっと言わんとすることは、旧松岡のときの工事の形態を見ますと、当然専門性等がありまして、そのメーカーであるとか事業主体のところはそういう形をとることがあったと思います。しかし、その中で割と当町の業者がいろんな工事にかかわってきたというふうに思っています。というのは、平成24年、25年、26年、単年度じゃなくて、分けて、現実的には、費用的には1億円以下の形で動いていたというふうに、ちょっとそういうふうな見方をさせてもらったんですが、今回は単年度で1億円以上ということでなってますが、ある面では同じ形態を、要は単年度で永平寺も上志比もやるんじゃないかって、ある面では2年なり置いて地元業者を使う手というのもあったんじゃないかというふうに思うわけですよ。そういうところから考えると、あえて単年度で、前回の分けた24年から27年度はなぜ単年度でできなかったかというの。

工事そのものはそんなに大きさは無いと思うんですね。こちらのそれぞれの地区、御陵地区とか吉野地区に分けてそのときに工事していたのと同じような形で、ある面ではデジタル化に当たって、工事内容についてはそれほど大きくないと、変わってないというふうに思うと、なぜ今回だけ単年度にしてやっていったのか。

それなら前回のときもそんな形でできるんじゃないかということを考えると、その違いがありますから、それについてちょっと疑問、やはり地元業者と一緒にやっていくというのも一つの考えでないかと思って今質問をしているわけです。そういう意味で、今回の質問をさせてもらっています。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） まず、今回、単年度でやったという理由から述べさせていただきます。

まず、今、永平寺と上志比地区に置いてあります防災行政無線はアナログで、多分議員さんも詳しいと思うんですけども、非常に、三十数年ほど月日がたっておりまして、もう既にその交換部品がないというような状況に陥っていることがございます。これから故障になった場合にどうなるんだろうということがまず1点。

それと、今の永平寺地区と上志比地区のアナログのほうにつきましては、今後ですけれども、総務省のほうから停波も予想がされます。これは来年、再来年ということではないかもわかりません。そういったことも聞いているところでございます。

それともう1点は、私どももこれを2年に分けてできるかどうかということを確認をさせていただいております。まず、なぜこういうふうに1年間でやったかという大きな理由としましては、1年間でやることによって1,000万以上の工事費が縮減されるといったことがございました。

よって、この3点から、2億700万程度の工事でございますけれども、一度にやったほうが先ほどの3つの条件をクリアできるのではないかとということで、今回そういった状況にさせていただいたところでございます。前回、これはちょっと説明はしたかと思えますけど。

○議長（川崎直文君） 8番、上田君。

○8番（上田 誠君） 説明を受けて大体わかってますが、わかってますっておかしいけど、聞きました。

ただ、私が言いたいのは、永平寺、上志比も今現在アナログで運用してます。しかし、その中でデジタルで運用しているところもあるわけですね。併用している形だと思います。永平寺地区は併用しております。それはその中継のところがデジタルを立てて。だから、順次、そのときもやったと思うんですが、その切りかえ方式、要はアナログなので、今ほど説明がありましたように、保守メンテの

件、それから、要は電波法の改正によって変わる点がありますから、ある面ではそのときに計画的にどうやる、計画性を立ててやってくださいよという話をさせていただきました。そのときの計画の中には盛り込んでなかったのが順次やっていきたいというような形で言っていました。

だからそう考えると、今のように1,000万以上のあれが出るということも聞きましたけれども、私の考えとすれば、当然そういう面もあるかもしれませんが、要は、前はそういう3年間かけて分散してやったのが、今回その。なら、前のときに何で分散してやらずに、1本でやったってよかったわけでしょう。そうするとお金的にも。経費的にかかるんであればね。そういうなのを考えると、どうしてもちょっと、地元業者と一緒にやるというのが大事じゃないかなということで、今回質問しました。

だから、先ほど言いましたように、前提の中でそれを否定するものではないですけれども、そういう考えはなかったのかということでも聞いたわけです。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） この件につきまして、まず先ほど総務課長からありました、非常に老朽化が進んでいるというのと、もう一つは、多くの自治体でデジタルの一本化というのを進めていってます。多くの自治体がデジタル化になってますし、アナログであったところも順次デジタルに切りかえていってます。県内自治体も多くがそういった方向で進めておりますし、防災の面からも、先ほどありました停波とかそういったのでデジタル化というのがあります。私もデジタルとアナログ2つでずっといけるのかなというふうに思っていたんですが、今回、現実を見させていただいたところ、もう部品もない、移動したときは保証期間で壊れたらすぐ使えなくなるということで、このデジタル化というのは、やはり住民の安心、安全を守るためにも進めなければいけない事業だなと思いました。

おっしゃるとおり、最初、私も2年、3年でできないかというふうな話も中でさせていただきましたが、やはり1,000万円を割ると。2年間で分けますと1,000万円多くかかる。その1,000万円もやはり税金ですので、じゃ、1,000万円が削減できるなら単年度でいこうと。これは合併特例債を利用させていただきますので、そういった形で一日も早い整備と財政的な、経費的な面を考えて単年度で整備させていただくということも、これは前の3月の予算委員会でも説明させていただいておりますので、ご理解よろしくをお願いします。

○議長（川崎直文君） ほかに質疑ありませんか。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 私は、これも反対するものじゃないんですが、入札の異常さというのだけ、やっぱり言いたいと思います。

一般競争入札とはいえ、1社でいわゆる応札するというか、それは幾ら何でも異常。契約の中には、指名競争入札して特命随契もあるんですね、たしか。これって、応札するのが1社ということがわかれば、結果見て1社だけやったというようなやり方では、僕はまともな行政やとはちょっと思わん点があるので、そこはきちっと指摘しておきたいと思うんですが。業者が大体そこしかないだろうと決まっていれば、その業者と入札やめて、きちっと話しして随契で出すと、特命随契で出すというようなことをやっぱり判断すること。要するに、こっちの契約行政の手のうち、難しいって言いますが、法律ではそれでオーケーですからね。特殊な場合なんかは、それがオーケーとなってますから、そんなことも含めて選択肢を持たないと、一般競争入札、電子入札やから、ある意味、今のいろんな状況の中では業者が有利に進んでいるって誰も見てると思うんです。

でも、ゼネコンなんかだけでなしに、さっき言ったように、そこに下請で入って行って設備する人たちは半値八掛けとかというのを普通にやっぱり言っている状況がありますからね。実際そういう状況ですから。そんなことを考えると、そういう1社だけ来てもらって、じゃ、予定価格はこれくらいで考えていると率直に言いながら契約するという方法もあるのかなと思うんですよ。それを否定している法律というのはないと僕は思うんですが、その辺はどうなんでしょう。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） 今議員さんおっしゃったように、特命随契という手法もほかのところでもありますし、今回ないわけではないと思います。今回の工事に関して、ここしかだめならばそういうようなことも考えられたと思います。ただ、設計上のところを見ても、これはどこの業者さんでも一応入れるような設計になってございます。

先ほども申しましたように、前にやった工事との関連性の、やはり組みかえとかというのは、これは生じてきます。しかし、ほかの業者から入ってこれないような設計にはなっておりませんので、あくまでも一般競争入札ということで。今回、これは電子ではなかったわけでございますけれども、普通の紙の入札で、入札監視委員会の立ち会いのもとで応札、開札をさせていただいたという事情でございます。

以上です。

○議長（川崎直文君） 9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 実は、松岡の工事をやったときに当時言われていたのは、特定の業者しか入れないような設計になっていた、機器の指定まで一定されていたということで業界で話題になってました。そんなことを考えると、この業界の特異性がやっぱりあると思うんやね。そこはやっぱり、発注する側は何年かに1回のそういう発注になりますからなかなか大変な面があるとは思いますが、その辺はいろんな契約行政の多様性を持つことが行政にとって有利かどうかということも判断して進めることも研究してほしいなと率直に思います。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） 入札関係に関しては、そういうようなものも研究、勉強させていただきますけれども、今回のものについてはどこのものとか指定をするものではございませんので、お願いいたします。

○議長（川崎直文君） 副町長。

○副町長（平野信二君） 今の問題ですが、私、指名委員会の委員長といたしまして、特命随契もあるというようなご意見ですが、今のところ、特命随契することによって非常に疑惑を生む時代でございますので、特に特命随契はよっぽどのことがない限り執行しないと思っております。

以上です。

○議長（川崎直文君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） ほかに質疑がないようですから、質疑を終わります。

自由討議の提案ありますか。

自由討議なしです。

討論に入ります。

討論ありますか。

討論なしと認めます。

採決します。

議案第40号、永平寺町防災行政無線整備工事の請負契約締結についての件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。11時15分より再開いたします。

(午前11時05分 休憩)

---

(午前11時15分 再開)

○議長（川崎直文君） 休憩前に引き続き再開します。

～日程第5 議案第41号 松岡中学校武道場新築工事の請負契約締結について  
～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第5、議案第41号、松岡中学校武道場新築工事の請負契約締結についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第41号、松岡中学校武道場新築工事の請負契約締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

本入札は、去る7月14日に執行され、契約相手方との工事請負契約を締結するに当たり、契約金額が5,000万円以上となりましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び永平寺町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） 学校教育課長。

○学校教育課長（坂下和夫君） それでは、議案第41号、松岡中学校武道場新築工事の契約締結について、その内容をご説明させていただきます。

議案書3ページをお願いいたします。

工事名、松岡中学校武道場新築工事。契約方法、条件つき一般競争入札。契約金額、1億6,416万円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は1,216万円。契約相手方、福井県吉田郡永平寺町諏訪間第1号8番地、永和建設工業株式会社、代表取締役、天谷大門。

以上、簡単でございますが、ご説明とさせていただきます。

以上です。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。



ないようですから、質疑を終わります。

自由討議の提案ありますか。

自由討議なしです。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

議案第41号、松岡中学校武道場新築工事の請負契約締結についての件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(午前11時18分 休憩)

---

(午前11時35分 再開)

○副議長(長岡千恵子君) 休憩前に引き続き再開します。

議長の川崎君から、議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(長岡千恵子君) 異議なしと認めます。

よって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決しました。

～追加日程第1 議長辞職～

○副議長(長岡千恵子君) 追加日程第1、議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、川崎君の退場を求めます。

(川崎議長退場)

○副議長(長岡千恵子君) 辞職願を朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長(佐々木利夫君) 朗読します。

平成28年7月29日

永平寺町議会副議長 長岡 千恵子 様

永平寺町議会議長 川崎 直文

辞職願

このたび、議会運営の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い  
出ます。

以上でございます。

○副議長（長岡千恵子君） お諮りします。

川崎君の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（長岡千恵子君） 異議なしと認めます。

よって、川崎君の議長の辞職を許可することに決定しました。

川崎君の入場を認めます。

暫時休憩します。

（川崎議長入場）

（午前11時37分 休憩）

---

（午前11時37分 再開）

○副議長（長岡千恵子君） 再開します。

川崎君から出された議長の辞職は許可されましたので、報告します。

川崎君の発言を認めます。

○18番（川崎直文君） 18番、川崎です。

議長の職を辞するに当たり一言ご挨拶申し上げます。

一昨年、平成26年の8月5日の町議会臨時会において、皆様のご推挙を賜り  
第6代の永平寺町議会議長として就任させていただきました。議会運営の基本的  
な考え方である開かれた議会、そして行動する議会、提案する議会のさらなる推  
進を掲げて取り組んでまいりました。行動する議会、考えて動く議会ということ  
で進めてまいりました。以来、多くの課題、そして議会の活性化と町政の発展の  
ために議長の職務を遂行してまいりました。議員の皆さん、そして行政の皆さん、  
町民の皆さんのご支持、ご協力を賜り、この議長の職を全うできましたことを心  
からお礼申し上げます。どうもありがとうございました。

さて、この2年間の議会の振り返ってみます。

町の大変大切な課題である、1つは地方創生、まち・ひと・しごと創生総合戦略。それから2つ目、公共施設の再編。3つ目、これは福井しあわせ元気国体、障害者スポーツ大会。この3つを捉えてプロジェクトチームを編成し、今、取り組んでいるところであります。

議会行財政改革特別委員会においては、議員定数を含め、議員報酬、そして政務活動費、これの議論を深めていただきました。18人の議員定数の4名を削減しまして14名と決定していただいております。

産業建設常任委員会におきましては、立案をしていただきまして、永平寺町の食文化に関する条例を制定しております。この条例は、永平寺町議会にとっては初めての政策条例デビューということになります。

議会と語ろう会、そして議会だよりを通じて身近な議会、さらに推進してまいりました。

このように、考え動く議会という考えのもとに、議会基本条例の積極的な実行、そして具体化に取り組んできております。まさに今、まち・ひと・しごと創生総合戦略の施策の実行の真ただ中であります。議会といたしましても、より積極的にこの戦略の施行にこれから取り組んでいかなければなりません。そして、さらなる議会改革も取り組んでいかなければなりません。

私といたしましては、微力ではありますが、これからも総合戦略の施策の実行、そして議会改革の実行のプレーヤーとして努力してまいる所存でございます。皆様のご指導をより一層お願い申し上げます。

関係各位の温かいご支援、ご協力に重ねてお礼を申し上げまして、退任のご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。（拍手）

○副議長（長岡千恵子君） それでは、暫時休憩したいと思いますのですが、再開を午後1時から予定しておりますが、協議がございますので、協議の内容によりましておくれる場合も生じると存じます。その場合はまた追ってご連絡したいと思います。

この後、全員協議会を開催したいと思いますので、全員協議会室へお集まりいただきたいと思っております。

（午前11時42分 休憩）

---

（午後 1時30分 再開）

○副議長（長岡千恵子君） 休憩前に引き続き再開します。

ただいま議長が欠けました。

お諮りします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（長岡千恵子君） 異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行うことに決定しました。

～追加日程第2 議長の選挙～

○副議長（長岡千恵子君） 追加日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

投票に先立ちまして、議長選挙の立候補表明を行います。

11番、齋藤君。

○11番（齋藤則男君） 議長に立候補するに当たり、所信の一端を述べさせていただきます。

私は、開かれた議会、行動する議会、提案する議会を基本理念とし、これまでの歴代の議長が進めてこられた議会改革、行財政改革をさらに進めていきたいと思っております。議員報酬、政務調査費、委員会の持ち方等、そして通年制の議会の導入とさまざまな重要な課題が山積しております。私は、これらについて先送りをする事なく、議論を重ね、今の議会での結論を出せるものは一つでも多く出したいと思っております。

次に、2年後に控えた福井国体であります。本町においても、競技会場としてその失敗は絶対に許されず、成功をさせなければなりません。町では担当課を設け、着々とその準備を進めております。我々議会としても、早急に特別委員会を設置し、これに取り組まなければならないと思っております。

今、町民の議会離れというか、議会不要論がささやかれています。我々議員は、町民の選挙によって町民の代表として選ばれ、議会を組織し、行政のチェック機関として、町民にかわってその責務を果たすために議員活動を行っております。一昔前の議会はハード的な事業を決めれば一定の評価をされましたが、今日はソフト的な事業が多く、我々の議会活動がなかなか町民の理解が得られていないのが現状であると思っております。

そこで、私は、この問題を解決するためにはどのようにしたらよいかを議員の皆さんとともに考え、行動したいと思っております。今行っている議会と語ろう会、この手法の改善を図ることも一つではないでしょうか。議員各位とともに、町民の目線に立った、町民のための議会を目指し、議会のリーダーとしての役割を果たしていきたいと思っております。

次に、私は、議員としてのさらなる資質の向上を図るために、研修の強化に特に力を入れたいと思っております。先進事例の研修、講師を招いての研修、実務研修、勉強会、自己研修と、都度都度、研修の機会やその時間を持ちたいと思っております。そして町民の福祉の向上を目指し、行政とは是は是、非は非として正面から向かい合い、議論を交わし、永平寺町議会の存在感、重要性、必要性を広く内外に示したいと思っております。

さて、いろいろ申し上げましたが、議会のかじ取り役としてのその職務はますます大変となってきます。議員各位のご協力、ご支援が不可欠であります。私は、議会基本条例のもとで議論を重ね、正しい少数意見も尊重し、条例に明記されている合意の形成に努めた議会の運営を行っていききたいと思っております。

以上、よろしくお願いをいたします。

○副議長（長岡千恵子君） 次に、17番、多田君。

○17番（多田憲治君） 諸先輩の議員のおられる中、今議会において議長に立候補させていただきました多田でございます。

永平寺町も合併し10年が経過し、県下でもいち早く議会基本条例も策定し、町民の意見を広く取り入れ、議会と語ろう会も年2回開催しており、活発に行動していることは自分の励みでもあります。

その議会と語ろう会の議題にもありましたが、町政の最も大きい課題の一つに少子・高齢化を含めた人口減問題が語られました。合併時の国の申し合わせであります地方交付税が年々削減されていく中、町の活性化は言うまでもなく、人口増対策など、住民の声を重視した真の永平寺町の進む方向性を見つけなければならぬと思います。

また、次期選挙より議員定数も14人に改定されました。従来とは違ういろいろな施策も議会で論議しておりますが、あくまでも住民目線で、議員一丸となり町発展に寄与してまいりたいと考えております。

きょうまで、議会の活動を通し、外から見た議会にも視野に入れた新鮮な気持ちで町発展に向けて、強い永平寺をつくる議員18人のこのランナーが役割を果

たしていきたいと考えております。

以上、所信の一端を述べ、真情にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○副議長（長岡千恵子君） 暫時休憩します。

（午後 1時37分 休憩）

---

（午後 1時39分 再開）

○副議長（長岡千恵子君） 休憩前に引き続き再開します。

議場の出入り口を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○副議長（長岡千恵子君） ただいまの出席議員数は18名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、7番、小畑君、8番、上田君、9番、金元君を指名します。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

なお、白票は無効としますので、あらかじめご了承ください。

投票箱の点検をします。

（投票箱点検）

○副議長（長岡千恵子君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に、記載所において記載の上、投票願います。

（投票）

○副議長（長岡千恵子君） 投票漏れはありませんでしょうか。

投票漏れはなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

立会人の諸君は立ち会いをお願いいたします。

（開票）

○副議長（長岡千恵子君） 選挙の結果を報告します。

投票総数18票。有効投票17票、無効投票1票です。

有効投票のうち、齋藤君10票、多田君7票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は5票です。

よって、齋藤君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○副議長(長岡千恵子君) ただいま議長に当選された齋藤君が議長におられます。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知を行います。

暫時休憩します。

(午後 1時52分 休憩)

---

(午後 1時53分 再開)

○副議長(長岡千恵子君) 休憩前に引き続き再開します。

齋藤君の発言を許可します。

○11番(齋藤則男君) ただいまは、議員各位のご推挙により議長職に就任することとなりました。もとより浅学非才のこの身ではございますが、誠心誠意頑張り、議員各位のご支援、ご声援をいただき、議会の発展のために尽くしていきたいと思っております。

以上、よろしく申し上げます。

○副議長(長岡千恵子君) 以上で、議長の選挙を終了します。

齋藤議長、議長席にお着き願います。

暫時休憩します。

(午後 1時54分 休憩)

---

(午後 1時54分 再開)

○議長(齋藤則男君) 休憩前に引き続き再開します。

ただいま副議長の長岡君から、副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とす

ることに決定しました。

～追加日程第3 副議長辞職～

○議長（齋藤則男君） 追加日程第3、副議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、長岡君の退場を求めます。

（長岡副議長退場）

○議長（齋藤則男君） 辞職願を朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（佐々木利夫君） 朗読します。

平成28年7月29日

永平寺町議会議長 齋藤 則男 様

永平寺町議会副議長 長岡 千恵子

辞職願

このたび、議会運営の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（齋藤則男君） お諮りします。

長岡君の副議長の辞職を許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、長岡君の副議長の辞職を許可することに決定しました。

長岡君の入場を認めます。

暫時休憩します。

（長岡副議長入場）

（午後 1時57分 休憩）

---

（午後 1時57分 再開）

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開します。

長岡君から出された副議長の辞職は許可されましたので、ご報告します。

長岡君の発言を認めます。

○16番（長岡千恵子君） 副議長に就任させていただいてから2年間、議員経験も浅く、議員としてもまだまだ未熟な私を、皆様のお支えによりまして2年間つつがなく過ごさせていただくことができました。これもひとえに皆様方のご支援の



たまものと感謝しております。本当にありがとうございました。

川崎議長を支えて、そして補佐してということをやってまいりましたが、なかなか思うようにまいらず、逆に川崎旧議長の足を引っ張るようなことになってしまったのではないかというふうな反省もしておりますが、これにめげず、ますます議員として精進してまいりたいと思います。今後ともどうぞよろしく願いたいと思います。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（齋藤則男君） 暫時休憩します。

全員協議会を行いますので、よろしく願いたいと思います。

（午後 1時58分 休憩）

---

（午後 2時45分 再開）

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開します。

あらかじめ、時間の延長を行います。

ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として直ちに選挙を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として直ちに選挙を行うことに決定しました。

～追加日程第4 副議長の選挙～

○議長（齋藤則男君） 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

投票に先立ちまして、副議長選挙の立候補表明を行います。

7番、小畑君の発言を許します。

○7番（小畑 傳君） それでは、副議長に立候補するに当たりまして所信の一端を述べたいと思っております。

今ほどは齋藤議長が誕生をいたしました。副議長としては、当然ながら議長を補佐し、そして側面的に応援をしながら議会運営に努めていきたいなと思っております。

まず、議員として基本的な立ち位置であります、町民の暮らしと安全を守るために町民の声を聞き、町民の立場で発言をし行動することを旨といたします。それは永平寺町議会の方向性を示し、ひいては永平寺町の発展につながるものと確信をいたしております。

さて、町を取り巻く環境ですが、やはり少子・高齢化につながる人口減少社会、これは避けて通れないなど。それから平成32年には財政の算定一本替えということで、厳しさが目前に迫ってきております。そのような中、議会への取り組みですが、本町の議会基本条例に基づきまして、それと二元代表制に、これにも基づきまして、議事機関と監視機能の責務を果たしながら町民の負託に応えていきたいなと思っております。

それから、2年後には議員定数が18名から14名ということが決まっております。当然ながら議会運営のあり方もそれまでに、やはり変えるべきところは変えていくということが求められると思っております。これの議論も深めていきたいなと思っております。それに絡んで議員報酬、政務調査費等も、これもこれから大事な議論になろうかなと思っております。

それから、議会と語ろう会ですが、これは我々議員の中でも一つの課題かなと思っておりますが、やはりいろんな方々の意見を吸収するというのを踏まえて、これは私の個人的案ですが、例えば議会のモニター生をつくってはどうかということや、団体やらそれから企業への議会と語ろう会の出張も今後考えていく必要があるかなと思っております。そういう意味では、これからも車の両輪であります理事者側と意思疎通を図りながら健全な議会運営に努めてまいりたいなと思っております。

それから、最後になりますが、今申しましたように、2年後には議員が14名に減ります。逆に言いますと、議員個々の仕事量は大変ふえてくることが予想されます。そういうことも含めて、ここに町長おられますが、理事者側に議会事務局の充実をお願いしていきたいなと思っております。

以上が、私の副議長に立候補するに当たっての所信の一端であります。

終わります。

○議長（齋藤則男君） 暫時休憩します。

（午後 2時49分 休憩）

---

（午後 2時50分 再開）

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開します。

議場の出入り口を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○議長（齋藤則男君） ただいまの出席議員数は18名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、10番、樂間君、12番、伊藤君、13番、奥野君を指名します。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

なお、白票は無効としますので、あらかじめご了承ください。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（齋藤則男君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に、記載所において記載の上、投票を願います。

（投票）

○議長（齋藤則男君） 投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

立会人の諸君の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（齋藤則男君） 選挙の結果を報告します。

投票総数18票。有効投票10票、無効投票8票です。

有効投票のうち、小畑君10票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

よって、小畑君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（齋藤則男君） ただいま副議長に当選された小畑君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知を行います。

暫時休憩します。

(午後 3時01分 休憩)

---

(午後 3時02分 再開)

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開します。

小畑君の発言を許可します。

○7番（小畑 傳君） 今ほど副議長に推挙されました小畑でございます。

残る任期2年、齋藤議長を補佐をしながら議会運営に努めてまいりたいと思っております。何とぞ議員各位のご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

よろしく申し上げます。（拍手）

～追加日程第5 議席の一部変更について～

○議長（齋藤則男君） 次に、議席の一部変更の件を日程に追加し、追加日程第5として直ちに議題とします。

議席の一部変更を行います。

会議規則第4条第3項の規定により、議長において一部変更します。

議員の氏名と、その変更後の議席番号を発表します。

川崎君は11番へ、私、齋藤は18番へ指定変更します。

暫時休憩します。

(午後 3時03分 休憩)

---

(午後 4時30分 再開)

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開します。

～日程第6 常任委員の選任～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第6、常任委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

事務局より所属委員会及び氏名の朗読をさせます。

事務局長。

○議会事務局長（佐々木利夫君） 朗読します。

総務常任委員に、江守議員、川崎議員、伊藤議員、奥野議員、中村議員、齋藤議員。

教育民生常任委員に、滝波議員、酒井議員、小畑議員、上田議員、金元議員、長岡議員。

産業建設常任委員に、上坂議員、長谷川議員、朝井議員、樂間議員、川治議員、多田議員。

また、予算決算常任委員につきましては、全議員が委員となります。

以上でございます。

○議長（齋藤則男君） ただいま事務局長が朗読したとおり指名したいと思います。  
ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、常任委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。  
暫時休憩します。

（午後 4時31分 休憩）

---

（午後 4時31分 再開）

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開します。

委員会条例第8条第2項の規定により、委員長及び副委員長は委員会において互選することになっています。

ただいま各常任委員会で互選された委員長及び副委員長の氏名を発表します。

総務常任委員長に中村君、副委員長に江守君。

教育民生常任委員長に滝波君、副委員長に金元君。

産業建設常任委員長に朝井君、副委員長に川治君。

予算決算常任委員会委員長に伊藤君、副委員長に川治君。

以上のとおり報告します。

暫時休憩します。

（午後 4時32分 休憩）

---

（午後 4時33分 再開）

○副議長（小畑 傳君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

ただいま、齋藤君より議会行財政改革特別委員の辞任申し出が提出されました。

お諮りします。

議会行財政改革特別委員辞任の件を日程に追加し、追加日程第6として直ちに

議題といたします。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(小畑 傳君) 異議なしと認めます。

よって、議会行財政改革特別委員辞任の件を日程に追加し、追加日程第6として直ちに議題とすることに決定しました。

～追加日程第6 議会行財政改革特別委員辞任～

○副議長(小畑 傳君) 追加日程第6、議会行財政改革特別委員辞任の件を議題とします。

お諮りします。

本件は、申し出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(小畑 傳君) 異議なしと認めます。

よって、齋藤君の議会行財政改革特別委員の辞任を許可することに決定しました。

暫時休憩します。

(午後 4時35分 休憩)

---

(午後 4時35分 再開)

○副議長(小畑 傳君) 休憩前に引き続き再開いたします。

齋藤君に申し上げます。

議会行財政改革特別委員の辞任は許可されました。

暫時休憩とします。

(午後 4時35分 休憩)

---

(午後 4時36分 再開)

○議長(齋藤則男君) 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

議会行財政改革特別委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第7として直ちに議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、議会行財政改革特別委員選任の件を日程に追加し、追加日程第7とし

て直ちに議題とすることに決定しました。

～追加日程第7 議会行財政改革特別委員選任～

○議長（齋藤則男君） 追加日程第7、議会行財政改革特別委員の選任の件を議題とします。

お諮りします。

委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっています。

議会行財政改革特別委員に川崎君を指名します。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、川崎君を議会行財政改革特別委員に選任することに決定しました。

暫時休憩します。

（午後 4時37分 休憩）

---

（午後 4時38分 再開）

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開します。

ただいま、6名の議員より議会広報特別委員の辞任申し出が提出されました。

お諮りします。

6名の議員の議会広報特別委員辞任の件を日程に追加し、追加日程第8として直ちに議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員辞任の件を日程に追加し、追加日程第8として直ちに議題とすることに決定しました。

～追加日程第8 議会広報特別委員辞任～

○議長（齋藤則男君） 追加日程第8、議会広報特別委員の辞任の件を議題とします。

6名の議員から、議会運営のため、議会広報特別委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りします。

本件は、申し出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、6名の議員の議会広報特別委員辞任を許可することに決定しました。  
暫時休憩します。

(午後 4時39分 休憩)

---

(午後 4時40分 再開)

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開します。

～追加日程第9 議会広報特別委員選任～

○議長（齋藤則男君） 次に、議会広報特別委員の選任についての件を日程に追加し、追加日程第9として直ちに議題とします。

委員会条例第8条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することとなっております。

議会広報特別委員に、4番、朝井君、6番、江守君、7番、小畑君、10番、樂間君、11番、川崎君、13番、奥野君、16番、長岡君を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

委員会条例第8条第2項の規定により、委員長及び副委員長は委員会において互選することになっています。

議会広報特別委員会で互選された委員長及び副委員長の氏名を発表します。

委員長に7番、小畑君、副委員長に6番、江守君。

以上のとおり報告します。

～日程第7 議会運営委員の選任～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第7、議会運営委員の選任の件を議題とします。  
議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

事務局長より氏名を朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（佐々木利夫君） 朗読します。

議会運営委員に、2番、滝波議員、4番、朝井議員、6番、江守議員、12番、



伊藤議員、13番、奥野議員、14番、中村議員。

以上でございます。

○議長（齋藤則男君） ただいま朗読したとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

委員会条例第8条第2項の規定により、委員長及び副委員長は委員会において互選することになっております。

ただいま議長の手元に、議会運営委員会で互選された委員長及び副委員長の氏名が報告されましたので発表します。

委員長に伊藤君、副委員長に奥野君。

以上のとおり報告します。

次に、五領川公共下水道事務組合議会議員の選挙の件を日程に追加し、追加日程第10として直ちに選挙を行います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、五領川公共下水道事務組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第10として直ちに選挙を行うことに決定しました。

暫時休憩します。

（午後 4時44分 休憩）

---

（午後 4時44分 再開）

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開します。

～追加日程第10 五領川公共下水道事務組合議会議員の選挙～

○議長（齋藤則男君） 追加日程第10、五領川公共下水道事務組合議会議員の選挙を行います。

現在、五領川公共下水道事務組合議会議員4名が、議会運営の都合により辞任しております。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選

にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

五領川公共下水道事務組合議会議員に、2番、滝波君、14番、中村君、15番、川治君、16番、長岡君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した滝波君、中村君、川治君、長岡君を五領川公共下水道事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました滝波君、中村君、川治君、長岡君が五領川公共下水道事務組合議会議員の当選人と決定しました。

ただいま当選されました滝波君、中村君、川治君、長岡君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

次に、福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙の件を日程に追加し、追加日程第11として直ちに選挙を行います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第11とし、直ちに選挙を行うことに決定しました。

暫時休憩します。

(午後 4時46分 休憩)

---

(午後 4時46分 再開)

○議長(齋藤則男君) 休憩前に引き続き再開します。

～追加日程第11 福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙～

○議長（齋藤則男君） 追加日程第11、福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。

現在、福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会議員4名が、議会運営の都合により辞任しております。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会議員に、7番、小畑君、6番、江守君、11番、川崎君、18番、齋藤を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました小畑君、江守君、川崎君、不肖私を福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました小畑君、江守君、川崎君、私、齋藤が福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会議員の当選人と決定しました。

ただいま当選されました小畑君、江守君、川崎君、私、齋藤が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

次に、この国広域事務組合議会議員の選挙の件を日程に追加し、追加日程第12として直ちに選挙を行います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、こしの国広域事務組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第12として直ちに選挙を行うことに決定しました。

暫時休憩します。

(午後 4時49分 休憩)

---

(午後 4時49分 再開)

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開します。

～追加日程第12 こしの国広域事務組合議会議員の選挙～

○議長（齋藤則男君） 追加日程第12、こしの国広域事務組合議会議員の選挙を行います。

現在、こしの国広域事務組合議会議員5名が、議会運営の都合により辞任しております。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

こしの国広域事務組合議会議員に、1番、上坂君、8番、上田君、9番、金元君、13番、奥野君、17番、多田君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました上坂君、上田君、金元君、奥野君、多田君をこしの国広域事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました上坂君、上田君、金元君、奥野君、多田君がこ

しの国広域事務組合議会議員の当選人と決定しました。

ただいま当選されました上坂君、上田君、金元君、奥野君、多田君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

次に、勝山・永平寺衛生管理組合議会議員の選挙の件を日程に追加し、追加日程第13とし、直ちに選挙を行います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、勝山・永平寺衛生管理組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第13として直ちに選挙を行うことに決定しました。

暫時休憩します。

(午後 4時51分 休憩)

---

(午後 4時51分 再開)

○議長(齋藤則男君) 休憩前に引き続き再開します。

～追加日程第13 勝山・永平寺衛生管理組合議会議員の選挙～

○議長(齋藤則男君) 追加日程第13、勝山・永平寺衛生管理組合議会議員の選挙を行います。

現在、勝山・永平寺衛生管理組合議会議員3名が、議会運営の都合により辞任しております。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

勝山・永平寺衛生管理組合議会議員に、4番、朝井君、5番、酒井君、12番、

伊藤君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました朝井君、酒井君、伊藤君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました朝井君、酒井君、伊藤君が勝山・永平寺衛生管理組合議会議員の当選人と決定しました。

ただいま当選されました朝井君、酒井君、伊藤君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

次に、福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙の件を日程に追加し、追加日程第14として直ちに選挙を行います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第14として直ちに選挙を行うことに決定しました。

暫時休憩します。

(午後 4時53分 休憩)

---

(午後 4時53分 再開)

○議長(齋藤則男君) 休憩前に引き続き再開します。

～追加日程第14 福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙～

○議長(齋藤則男君) 追加日程第14、福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

現在、福井県後期高齢者医療広域連合議会議員1名が、議会運営の都合により辞任しております。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

福井県後期高齢者医療広域連合議会議員に、不肖私、18番、齋藤を指名します。

お諮りします。

ただいま指名した私を福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、私、齋藤が福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と決定しました。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

お諮りします。

永平寺町監査委員の選任同意についての件を日程に追加し、追加日程第15として直ちに議題とします。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、永平寺町監査委員の選任同意についての件を日程に追加し、追加日程第15として直ちに議題とすることに決定しました。

～追加日程第15 議案第42号 永平寺町監査委員の選任同意について～

○議長(齋藤則男君) 追加日程第15、議案第42号、永平寺町監査委員の選任同意についての件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、10番、樂間君の退場を求めます。

(10番(樂間 薫君)退場)

○議長(齋藤則男君) 提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(河合永充君) ただいま上程いただきました議案第42号、永平寺町監査委員の選任同意につきまして、提案理由を申し上げます。

現在、永平寺町監査委員1名が欠員となっておりますので、議案書記載のとおり、住所、永平寺町松岡薬師1丁目6番地、樂間 薫氏を選任したいと存じます。

よって、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意をいただくものでございます。

何とぞご審議いただき、ご同意いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 質疑なしと認めます。

追加日程第15、議案第42号、永平寺町監査委員の選任同意についての件を採決します。

この採決は起立により行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（齋藤則男君） 起立全員です。

よって、議案第42号、永平寺町監査委員の選任同意についての件は同意することに決定しました。

10番、樂間君の入場を認めます。

暫時休憩します。

（10番（樂間 薫君）入場）

（午後 4時57分 休憩）

---

（午後 4時57分 再開）

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開します。

以上をもちまして、本臨時会に付されました案件は全て議了しました。

これで本日の会議を閉じます。

各議員におかれましては、大変お忙しいところをご参集をいただき、ここに全日程を終了しましたこと、心より厚く御礼を申し上げます。

今後とも議会運営につきましては、皆様方の特段のご協力をお願い申し上げ、平成28年第5回永平寺町議会臨時会を閉会します。

町長より閉会の挨拶を受けます。

町長。



○町長（河合永充君） 閉会に当たり一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様には、本臨時会にご提案申し上げました3件の請負契約締結について、慎重にご審議をいただき、ご決議を賜り、まことにありがとうございました。

さて、この議会において、齋藤議長、小畑副議長が選出されました。今後の議会運営に対するご活躍をご期待申し上げます。

8月4日から6日にかけて、総勢31名の中国・張家港市の政府代表団及び中学生代表団が、友好交流のため本町に来訪する予定となっています。平成26年の来訪の際には老人ホームやデイサービスセンター等の高齢者福祉施設を視察していますが、今回は張家港市の都市化に伴い、ごみ分別処理や下水道処理施設を見学するほか、中学生代表団は、中学校訪問の後、町内の中学生宅にホームステイをして日本の伝統的な家庭文化を体験することになっております。平成9年に友好交流関係締結協議書に調印してから19年目を迎えましたが、今後も行政交流や中学生の青少年の交流を通じさらなる友好のきずなを深め、学習機会の拡大や国際交流の推進を図り、幅広い施策につなげてまいります。

また、7日には、小学生を対象にふれ愛防災スクールが、新しくなった消防庁舎で開催されます。小さいころから初期消火、救急手当等等の訓練をすることにより防災に対する意識が芽生え、地域防災を担う人材育成のほか、地域の方々との連携の大切さを学ぶ機会にもなるものと期待をしております。

21日には、町の夏の風物詩となる九頭竜フェスティバル2016永平寺大燈籠ながしが開催されます。各種団体やボランティアの皆様のご協力のもと、イベント出向宣伝や灯籠の販売、組み立て等、当日に向け着々と準備が進められております。近年、外国人の来場者がふえ、会場内の案内の一部にサイン表示を加える予定であり、おもてなし力の向上にも取り組んでまいります。

各地で真夏日が記録され、暑い日が続く季節であります。議員の皆様におかれましては、健康に十分留意され、ご活躍いただきますようご祈念申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。

本日は本当にありがとうございました。

（午後 4時58分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

永平寺町議会議長

永平寺町議会議長

永平寺町議会副議長

永平寺町議会副議長

永平寺町議会議員

永平寺町議会議員